

入札公告

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を行うので、香川県会計規則（昭和39年香川県規則第19号。以下「規則」という。）第166条の規定により公告する。

令和8年2月13日

香川県知事 池田豊人

1 入札に付する事項

（1）委託業務名

香川県庁舎構内通路等警備及び県庁地下駐車場管理等業務

（2）委託業務の内容

仕様書による

（3）委託業務の実施場所

仕様書による

（4）委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

（5）入札方法

かがわ電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による入札。

特段の定めがある場合を除き、香川県電子入札運用基準(物品等)（以下「電子入札運用基準」という。）に従うこと。

2 契約書作成の要否

要

3 電子契約の可否

可とする。

電子契約を希望する場合は、「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を入札時に電子入札システム又は電子メールにより提出すること。

【電子入札システムにて提出する場合】

入札書提出画面において、「添付書類」欄に添付すること。

【電子メールにて提出する場合】

下記メールアドレスに令和8年3月3日午後5時までに提出すること。その際、メールの件名を「電子契約同意書兼メールアドレス確認書（香川県庁舎構内通路等警備及び県庁地下駐車場管理等業務）」とすること。

提出先：zaisankeiei@pref.kagawa.lg.jp

4 契約の内容を示す日時及び場所等(入札説明書の交付等)

令和8年2月13日から令和8年2月25日まで（香川県の休日を定める条例（平成元年香川県条例第1号）第1条第1項各号に掲げる日（以下「休日」という。）を除く午前8時30分～午後5時15分）

郵便番号760-8570

香川県高松市番町四丁目1番10号

香川県総務部財産経営課 総務・施設管理グループ（香川県庁本館10階）

電話番号087-832-3075 FAX087-806-0213

なお、かがわ電子入札システムにおいても閲覧に供する。

5 契約の内容に関する質問の受付

契約の内容に関する質問がある場合は、令和8年2月19日午後5時までに、4に示した場所に対し文書で行うこと。問い合わせ文書には、会社名、担当者名、担当者所属部署名、電話連絡先及び送付先会社事務所の住所（担当者の個人住所などは不可）を明記すること。

回答は、令和8年2月24日から令和8年3月3日までの間（休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）、4に示した場所において閲覧に供するとともに、香川県ホームページ（<https://www.pref.kagawa.lg.jp/>）で公開する。

6 入札及び開札

（1）電子入札システムによる入札書の提出締切日時

令和8年3月3日 午後5時

（2）開札の日時

令和8年3月4日 午前10時

（3）開札の場所

香川県総務部財産経営課

7 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による入札の可否

否とする。

8 入札保証金及び契約保証金

規則第152条各号に該当する場合は減免するので、減免を希望する者は、令和8年2月25日までに入札保証金・契約保証金減免申請書を4に示した場所に提出すること。審査の結果は、令和8年3月2日までに通知する。

9 入札者の参加資格

次に掲げる要件すべて満たす者であること。

（1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4の規定に該当しない者であること。

（2）香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る競争入札参加資格において、A級に格付けされている者であること。

（3）香川県が発注する物品の買入れ等の契約に係る指名停止措置を現に受けていない者であること。

（4）会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、次に掲げる者は、この要件を満たすものとする。

① 会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者

② 民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者

（5）過去2年間に県との契約において契約締結拒否等の行為がない者であること。

（6）香川県内に主たる営業所（本社、本店）を有すること。

- (7) 本社、本店又は営業所に従業員が常駐し、県担当者から緊急時の依頼等への対応が1時間以内に可能であるなど、適切かつ迅速に受託業務を履行しうる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (8) 国の行政機関等又は地方公共団体の施設警備業務の受託実績があり、受託期間中、適正に業務を遂行していること。
- (9) 従業員数が50人以上であること。
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団及びその構成員でないこと。また、暴力団の構成員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (11) 入札時点において、香川県庁地下駐車場の使用料および駐車場共通回数券の販売代金の収納事務について指定公金事務取扱者に指定されている者であること。または政令第173条に規定する指定公金事務取扱者の次の要件を、いずれも満たす者であること。
 - ① 地方自治法第243条の2第1項に規定する公金事務を適切かつ確実に遂行することができる財政的基礎を有すること。
 - ② その人的構成等に照らして、公金事務を適切かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。

10 入札者に要求される事項

- (1) 入札者は、電子入札システムに登録の上、令和8年2月25日午後5時までに、電子入札システム上にて入札参加資格確認申請を行うこと。
- (2) 名簿への登載状況、提出された書類等を確認、審査した結果、当該業務を適切かつ確実に遂行することができると認められた者に限り入札の対象とする。
- (3) 入札参加資格が認められ、入札を行った後に、提出された資料の内容が真実ではないと判明した場合には、12のとおり、入札参加資格のない者のした入札として、入札は無効とする。
- (4) 参加資格の有無の判断結果については、電子入札システム上で通知する。
- (5) 競争入札参加者は、(1)の入札参加資格確認申請の添付書類として、下記の書類を令和8年2月25日午後5時までに、4に示した場所に、郵送又は持参にて提出しなければならない。

確認申請時に、説明書類や役員一覧の電子ファイルを添付しても書類を提出したことにはならず、審査の対象とはならないため注意すること。

1) 入札参加資格確認資料

○会社情報（会社所在地（香川県内の本社又は本店）、商号又は名称、代表者名、代表電話番号、担当者名、担当者連絡先（常駐事務所の住所、電話番号）、令和5年4月1日以降における行政指導等処分の有無（業務関係法令、労働関係法令、入札・契約関係など））

○警備業務の責任者（氏名、経験年数、担当した建物とその従事年数、取得資格（関連資格））

○組織体制（本業務に対応する県内事務所（本支店、営業所等）の体制（常駐従業員の人数、臨時の対応が可能な者の人数））

○誓約書（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団及びその構成員でないこと等を申立て、誓約する書面）

○役員一覧

○業務受託実績（対象建物、対象面積、受託期間、契約担当部署の名称及び連絡先）

○法人の登記事項証明書

○9(11)に係る要件を満たすことを確認する以下の書類

＜入札時に指定公金事務取扱者の指定を受けている場合＞

指定公金事務取扱者指定通知書の写し

＜入札時に指定公金事務取扱者の指定を受けていない場合＞

①貸借対照表（直近3年間の事業年度分）

②損益計算書（直近3年間の事業年度分）

③公金事務を行う人員体制図（従業員数を含む）（任意様式による。）

④これまでに公金事務を受託した実績一覧（受託先地方公共団体名、受託事務名、受託期間等、実績を記載した一覧表。任意様式による。）

⑤障害者雇用、環境保護等の社会的取り組み及び個人情報保護、情報セキュリティ、コンプライアンスの取り組みについて定めた社内規定等。第三者からの認証資格（PマークやISM認証等）がある場合はそれを確認できる書類。

2) 提出書類の確認

県が書類を受理する際には必要書類が付属しているかどうかのみを確認するため、記載の不備がないかなども含めた参加資格の有無の審査については別途内容を精査して判断することになり、書類を受理したことのみをもって参加資格を確認したことにはならないので注意すること。参加資格の有無の最終的な判断は電子入札システムにより通知するものとする。

なお、提出された書類は返却しない。また、提出期限経過後の書類の差し替え及び再提出は認めない。

3) 入札参加資格確認通知

電子入札システムにより、令和8年3月2日までに通知する。

- (6) 確認申請の対象となるのは、(1)の電子入札システムにより確認申請を行っており、かつ、(5)の提出書類を別途郵送又は持参している者のみであること。
- (7) 提出時もしくは提出後に当該書類に関し県から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

11 積算内訳書の提出

- (1) 積算内訳書を指定様式により作成し、電子入札システムにより入札書に添付すること。

積算内訳書を提出しない場合又は積算内訳書の記載内容に不備があつて必要事項を確認しがたい等その内容に妥当性を欠くと認められる場合は、当該入札は失格とする。

（積算内訳書の記載内容不備の例）

- ・全く別の業務名が記載されている場合
- ・記載漏れ又は違算等により積算内容が確認できない場合 等

- (2) 積算内訳書の入件費単価は香川県最低賃金（最低賃金法（昭和34年法律第137号）の定めによる香川県において本公告日現在適用される最低賃金の額をいう。以下同じ。）以上とし、積算内訳書の入件費単価が香川県最低賃金未満であるときには、当該入札は失格とする。

- (3) 入札金額と積算内訳書の金額が一致しない場合は、当該入札は失格とする。

12 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかつた者のした入札及び規則第171条各号に掲げる場合における入札は無効とする。

13 入札又は開札の取消し又は延期による損害

天災、電子入札システムの不具合、その他やむを得ない事由がある場合又は入札に関し不正行為がある等により競争の実効がないと認められ、若しくはそのおそれがあると認められる場

合は、入札又は開札を取り消し、又は延期することがある。この場合、入札又は開札の取消し又は延期による損害は、入札者の負担とする。

14 落札者の決定方法

- (1) 落札者の決定に当たっては、地方自治法施行令第167条の10第1項の規定に基づき、低入札価格調査制度を適用する。
- (2) 低入札価格調査を行う基準として調査基準価格を設定し、当該価格を下回る入札が行われた場合は、落札者の決定を保留し、低入札価格審査委員会の審査を経て落札者とするか否かを決定する。その結果については、入札者全員に対し通知を行う。
- (3) 調査基準価格を下回る入札を行った者は、最低価格入札者であっても落札者としない場合がある。
- (4) 審査の結果、調査基準価格を下回る入札を行った最低価格入札者を落札者としないことに決定した場合、その者を除く入札者のうち、最も低い価格で入札した者を落札者とする。ただし、この入札額が調査基準価格を下回る場合には、(2)と(3)の手続きを繰り返す。
- (5) 調査基準価格を下回る入札を行った者に対しては、文書により調査実施について通知があるので、その通知文書に記載された資料を県に提出するとともに、県が行う調査に協力しなければならない。なお、事情聴取時には次の書類を提出する必要がある。
 - ①入札金額の詳細な内訳書（指定様式）
 - ②警備員確保計画及び配置計画書（警備員の確保見直しや本業務の対象庁舎への配置計画を具体的に記載したもの（任意様式））
- (6) 調査基準価格を下回る入札がない場合には、規則第147条第1項の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。なお、契約時に入札価格の内訳書の提出及び事情聴取を求める場合がある。
- (7) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、電子くじによって落札者を決定する。
- (8) 落札決定時点において、9(11)で示す指定公金事務取扱者の指定を受けていない場合、落札者は、落札者の決定から3日（休日の日数は、算入しない）以内に香川県庁地下駐車場使用料収納事務に係る指定公金事務取扱申出書を、4に示した場所に、郵送又は持参にて提出しなければならない。

15 契約締結の期限

落札者は、県から契約書案の送付を受けた日から5日（休日の日数は、算入しない。）以内に契約の締結に応じなければならない。この期間内に契約の締結に応じないときは、その落札は無効とする。ただし、天災その他やむを得ない理由がある場合は、この期間を延長することがある。

16 予約完結権の譲渡の禁止

落札者は、落札決定後契約締結までの間において、予約完結権を第三者に譲渡してはならない。

17 その他

- (1) 詳細は、入札説明書による。
- (2) 入札説明会は実施しない。
- (3) 入札参加資格の確認のため、関係機関に照会する場合がある。
- (4) 落札決定者は、契約締結後、業務の実施にあたっては使用者として、労働関係法令等を

遵守すること。労働関係法令の遵守状況については、県の係員が実地調査を行う場合がある。なお、実地調査を実施する際は、関係書類の提出等協力をすること。

- (5) 落札者が正当な理由がなく契約を締結しないときは、「香川県物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領」に基づく措置を講じる場合がある。